

住 所		フリガナ	
		氏 名	

⑤

のりしろ

源泉徴収票（写し）

④

のりしろ

社会保険料
小規模企業共済等掛金
控除関係書類

③

のりしろ

生命保険料控除関係書類

②

のりしろ

地震保険料控除関係書類

①

のりしろ

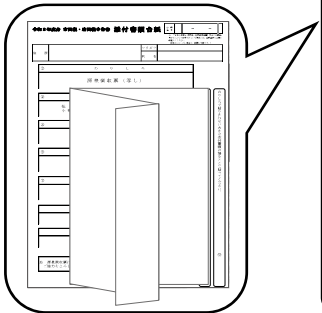
寄附金税額控除関係書類

のりしろ

のりしろ

のりしろ

※ 源泉徴収票については、写しを添付いただきますよう、ご協力をよろしくお願いします。



医療費控除またはセルフメイเคーション税制の明細書の端をここに貼ってください。（領収書は添付しないでください。）

のりしろで貼りきれない大きな添付書類の端をここに貼ってください。

市民税・府民税 申告の方法

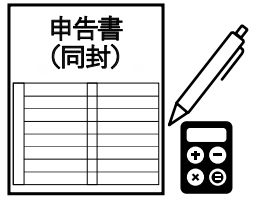
新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、市税事務所・区役所への来所をお控えいただき、郵送または大阪市行政オンラインシステムによる申告をお願いします。

■郵送による申告

①申告書を作成

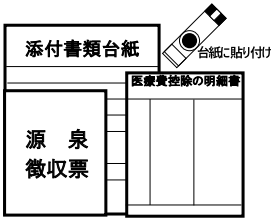
同封の申告書に記入

または 大阪市ホームページで
申告書を作成・印刷

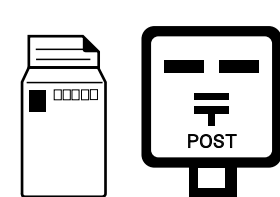


②必要書類を

添付書類台紙に貼付



③返信用封筒で郵送



返信用封筒に申告書と添付書類台紙を入れて郵送

①申告書を作成

次のいずれかにより申告書を作成してください。

- 同封の「市民税・府民税 申告の手引き」と本書中面の「書き方・記載例」をご確認のうえ同封の申告書に記入して作成
- 本市ホームページ「大阪市 個人市・府民税 申告書作成・税額試算」により作成して印刷

②必要書類を添付書類台紙に貼付

収入金額・所得金額がわかる源泉徴収票などの書類や各種控除の申告に必要な証明書・医療費控除の明細書（医療機関等の領収書は添付しないでください。）などの必要書類を添付書類台紙に貼ってください。
※必要書類については、同封の「市民税・府民税 申告の手引き」をご確認ください。

③返信用封筒で郵送

切手を貼った返信用封筒に、作成した申告書と必要書類を貼った添付書類台紙を入れて、令和5年1月1日現在お住まいの区を担当する市税事務所市民税等グループ（個人市民税担当）に郵送してください。
(ご注意) 申告書の控えが必要な場合は、提出された申告書の写しを返信しますので、返信用封筒（住所・氏名を記入して84円切手を貼ったもの）を同封してください。返信用封筒の同封がない場合や84円切手が貼られていない場合は返信できません。

■大阪市行政オンラインシステムによる申告〈給与所得・雑所得の申告または無収入の申告のみ〉

(ご注意) 給与所得・雑所得（公的年金等・業務・その他）以外の収入・所得や雑損控除がある方はご利用いただけませんので、郵送等による申告をお願いします。
また、事務所・事業所または家屋敷に関する申告は、市民税・府民税申告書（区外居住者用）で、郵送等による申告をお願いします。

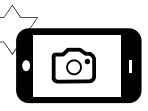
①申告書を作成（無収入の申告は作成不要）

大阪市ホームページで申告書を作成・保存



②行政オンラインシステムで申告書・必要書類を添付して申告

申告書（PDF）と必要書類（写真など）を添付して申告



添付データ
●申告書：PDF（無収入の申告は申告書作成不要）
●源泉徴収票や控除証明書：写真または PDF
●医療費控除の明細書：エクセル

①申告書を作成（無収入の申告は申告書作成不要）

本市ホームページ「大阪市 個人市・府民税 申告書作成・税額試算」により申告書を作成して、パソコン・スマートフォンなどに申告書（PDFデータ）を保存のうえ、必要事項を入力してください。

②行政オンラインシステムで申告書・必要書類を添付して申告（無収入の申告は申告書添付不要）

行政オンラインシステムにより、令和5年1月1日現在お住まいの区を担当する市税事務所の手続きページから、必要事項を選択・入力のうえ、申告書（PDFデータ）とともに、収入金額・所得金額がわかる源泉徴収票などの書類や各種控除の申告に必要な各種控除証明書（写真データ等）・医療費控除の明細書（エクセルデータ）などの必要書類を添付して申告してください。なお、マイページの申請内容照会において、申告内容や手続き状況を表示または印刷して、申告の控えとすることができます。

■窓口での申告〈感染症拡大防止のため上記による申告をお願いします〉

窓口混雑防止のため、同封の「市民税・府民税 申告の手引き」と本書中面の「書き方・記載例」をご確認のうえ、事前にご自宅で申告書を記入・作成してください。収入金額・所得金額がわかる源泉徴収票などの書類や各種控除の申告に必要な証明書・医療費控除の明細書（医療機関等の領収書は添付しないでください。）などの必要書類を添付書類台紙に貼って、本人確認書類を持参のうえ、窓口で申告してください。

令和5年度分

■住所・氏名等欄の記入 必須 ①

申告書表面上に、「現住所、1月1日現在の住所、氏名、生年月日、電話番号、職業、勤務先」①を記入してください。（生年月日の元号欄は該当番号を記入してください。）

来年以降の申告書の送付が不要の場合は、「✓」を記入してください。

なお、個人番号欄が空白の場合は、個人番号(マイナンバー)を記入してください。
(個人番号欄に「*」の表示がある場合は記入不要です。)

■給与の収入があった方 12・17・4・3

●給与所得の源泉徴収票をお持ちの方 12・17

給と支払者(勤務先)から交付された所得税の源泉徴収票をもとに、申告書の各欄に記入してください。
 なお、所得税と個人市・府民税で所得控除額が異なるものがありますので、「市民税・府民税 申告の手引き」裏面の「所得控除の種類・金額」をご確認のうえ、記入してください。

●給与所得の源泉徴収票がない方 ☐4・☐12・☐17

申告書裏面「6 給与所得の内訳」④に年収の明細、勤務先等を記入し、給与合計額を表面右の「カ」⑫に記入のうえ、「市民税・府民税 申告の手引き」裏面の「給与所得金額の速算表」にあてはめて計算した給与所得金額を申告書表面右の「⑥」⑬に記入してください。

●所得金額調整控除の適用がある方 ☐12・☐3・☐17

給与収入金額が850万円を超える方で、「市民税・府民税 申告の手引き」裏面の所得金額調整控除の適用要件(1または2)に該当する場合は、申告書表面左下の「2-⑥所得金額調整控除に関する事項」③に要件該当番号および対象扶養親族等を記入のうえ、所得金額調整控除適用後の給与所得金額を表面右の「⑥」⑦に記入してください。

■公的年金等の収入があった方 13・18

公的年金等支払者(日本年金機構等)から交付された所得税の源泉徴収票をもとに、公的年金等支払金額を申告書表面右の「キ」**13**に記入のうえ、「市民税・府民税 申告の手引き」裏面の「公的年金等の雑所得金額の速算表」にあてはめて計算した雑所得金額(他の雑所得がある場合はその所得も含めた額)を申告書表面右の「⑦」**13**に記入してください。

■営業等・不動産などの収入があった方 22・10・15・6

申告書裏面の「7 事業・不動産所得に関する事項」**22**に収入金額・必要経費等を記入し、表面右の「ア～ウ」**10**に収入金額を、「①～③」**13**に所得金額を記入してください。

なお、専従者給与を申告する場合は、申告書裏面の「11 事業専従者に関する事項」⑥に、専従者の氏名等および専従者給与(控除)額を記入してください。

※所得金額の計算に必要な、収入金額・必要経費等がわかる書類(写し可)を添付してください。

■上場株式等の譲渡・配当等の収入があった方 23・11・16・8

申告書裏面の「8 配当所得に関する事項」23に収入金額、必要経費等を記入し、表面右の「エ～オ」11に収入金額を、「④・⑤」16に所得金額を記入してください。

特定配当等所得・特定株式等譲渡所得について、所得税と個人市・府民税で異なる課税方式を選択する場合は、申告書裏面右の「課税方式の選択に関する事項」の□に「☒」を記入し、あわせて申告書付表(課税方式選択用)の提出をお願いします。

※申告書付表は、大阪市ホームページからダウンロードできます。

また、配当割額または株式等譲渡所得割額の控除を受ける場合には、申告書裏面の「13 配当割額または株式等譲渡所得割額控除額の控除に関する事項」8の各欄に配当割額および株式等譲渡所得割額を記入してください。

■一時的な収入・その他の収入があった方 24・5・14・18・19

申告書裏面の「9 雑所得(公的年金等以外)に関する事項」**24**または「10 総合譲渡・一時所得の所得金額に関する事項」**5**に収入金額、必要経費等を記入し、申告書表面右の「ク～サ」**14**に収入金額を、「⑦・⑧」**18・19**に所得金額を記入してください。

※所得金額の計算に必要な、収入金額・必要経費等がわかる書類(写し可)を添付してください。

市民税・府民税申告書の書き方・記載例

表面

[illegible]

■所得控除を申告される方 2・21

「市民税・府民税 申告の手引き」裏面の「所得控除の種類・金額」をご確認のうえ、該当する所得控除を申告する場合は、「3 所得から差し引かれる金額に関する事項」**②**および「4 所得から差し引かれる金額」**②**の各欄に、支払額や該当番号など必要事項を記入してください。⑩～⑳の合計を「㉑」に、㉑～㉓の合計を「㉔」に記入してください。

20 ①～⑧の合計を「⑨」に記入してください。

■別居の扶養親族等がいる方 7

申告書裏面の「12 別居の扶養親族等に関する事項」7に同一生計配偶者(控除対象配偶者を含む)・扶養親族のうち、別居している方の氏名と住所を記入してください。

■寄附金に関する事項 25

都道府県・市区町村への寄附金、大阪府共同募金会・日本赤十字社大阪府支部への寄附金または大阪府・大阪市それぞれの条例で指定した寄附金がある場合、申告書裏面の「14 寄附金に関する事項」**29**のそれぞれ該当する各欄に寄附金額を記入してください。

なお、都道府県・市区町村への寄附金は、ふるさと寄附金(特例控除対象)とそれ以外(特例控除対象以外)に分けて、それぞれ記入してください。

■令和4年中に収入がなかった方

前年中に収入が全くなかった方や個人市・府民税が非課税となる方は個人市・府民税の申告をする必要がありません。

ただし、国民健康保険・後期高齢者医療・介護保険制度のほか福祉・教育・保育・公営住宅など各種制度や課税（所得）証明書の発行などのために申告が必要な場合は、期間内に申告をお願いします。

●住所・氏名等欄の記入 1

申告書表面上に、「現住所、1月1日現在の住所、氏名、生年月日、電話番号、職業、勤務先」①を記入してください。（生年月日の元号欄は該当番号を記入してください。）
なお、個人番号欄が空白の場合は、個人番号（マイナンバー）を記入してください。
（個人番号欄に「＊」の表示がある場合は記入不要です。）

●所得金額の合計欄の記入 20

申告書表面右の「2 所得金額 ⑨」20に「0」を記入してください。

●所得控除を申告される方 2・21

「市民税・府民税 申告の手引き」裏面の「所得控除の種類・金額」をご確認のうえ、該当する所得控除を申告する場合は、「3 所得から差し引かれる金額に関する事項」**②**および「4 所得から差し引かれる金額」**①**の各欄に、支払額や該当番号など必要事項を記入してください。

●令和4年中に収入(所得)がなかった方の記入欄の記入 9

前年中の生活状況について、申告書裏面下の「令和4年中に収入(所得)がなかった方の記入欄」⑨の該当する□に「✓」を記入し、必要事項を記入してください。

添付書類は、裏面の添付書類台紙に貼って提出してください。